

タイ向け輸出食品の取扱要綱

(目次)

- 1 目的
- 2 定義
- 3 施設の認定手続等
 - (1) 認定施設の要件
 - (2) タイ向け輸出食品の施設認定手続
 - (3) 認定施設に関する認定事項の変更等
 - (4) 認定施設の定期確認
 - (5) 認定施設の定期監視指導
 - (6) 認定の取消し等
- 4 英文証明書の発行
 - (1) 英文証明書の発行要件
 - (2) 英文証明書の発行手続
 - (3) 英文証明書の発行停止等
 - (4) 英文証明書の有効期間
- 5 その他
 - (1) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理
 - (2) 違反した輸出食品等への対応
 - (3) タイ政府との協議
 - (4) 輸出者による確認

別表 申請先等

別添 1 選別・梱包施設に係る衛生管理基準

別添 2 食品衛生法に基づく営業許可業種等の参考英訳

- 別紙様式 1 施設認定申請書
別紙様式 2 認定施設変更申請書
別紙様式 3 認定廃止届出書
別紙様式 4 定期確認申請書
別紙様式 5 英文証明書発行申請書
別紙様式 6 英文証明書様式

1 目的

この要綱は、タイ向け輸出食品について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 16 条に基づく適合施設の認定及び第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) タイ向け輸出食品：我が国からタイに販売目的で輸出される食品であって、その最終加工施設がタイ保健省告示第 420 号に定める基準に適合することが必要な食品。

ただし、農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙 TH-A1（タイ向け輸出牛肉の取扱要綱）に規定するタイ向け輸出牛肉、別紙 TH-A2（タイ向け輸出豚肉の取扱要綱）に規定するタイ向け輸出豚肉、別紙 TH-P1（タイ向け輸出青果物の取扱要綱）に規定するタイ向け輸出青果物及び動植物検疫協議未合意の食品は除く。

- (2) 選別及び梱包施設：収穫後、施設内における選別から販売目的での梱包に至るまでの作業（外観や重量等による分類を行う選別、洗浄、商品の性状を変えない簡単な切断、梱包、開包装を伴う再梱包等を含み、加工を除く。）の全部又は一部を行う施設であって、単に輸送又は保管のみを行う施設でないものをいう。

- (3) 認定施設：タイ向け輸出食品を最終加工※する施設（未加工品の水産物にあつては最終保管。以下同じ。）及び農産物の選別及び梱包施設であって、本要綱に基づき認定されたもの。

（※水産物を切り身、むき身等にするための処理は加工に含まれ、保管又は輸送のために行う頭尾等の切り落とし、内臓の除去等の簡単な処理、凍結処理等は加工に含まれないものとする。）

- (4) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

- (5) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

- (6) 都道府県等衛生部局：都道府県又は保健所を設置する市若しくは特別区の衛生主管部局

- (7) 英文証明書：認定施設がタイ保健省告示第 420 号又はそれと同等以上の基準に適合していることの証明書

- (8) 認定施設責任者：認定施設において、本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人

- (9) 輸出者：認定施設で最終加工、選別及び梱包されたタイ向け輸出食品を輸出しようとする者

- (10) タイ向け青果物要綱：農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙 TH-P1 タイ向け輸出青果物の取扱要綱
- (11) 証明書発行機関：以下ア又はイに掲げる機関をいう。
ア 規制対策グループ
イ 北海道農政事務所、東北農政局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、近畿農政局、中国四国農政局、九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」と総称する。）
- (12) 輸出証明書発給システム：農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙 ZZ-01（一元的な輸出証明書発給システムについて）に規定する輸出証明書発給システム

3 施設の認定手続等

(1) 認定施設の要件

認定施設は、次のアからエまでのいずれかに該当する施設とする。

- ア 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を有し、又は営業届出を行っている施設
- イ 条例等に基づき、食品製造等の営業許可を有し、又は営業に係る届出等を行っている施設
- ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設
- エ 都道府県等が策定した GAP 等に基づき、別添 1 に定める衛生管理又はそれと同等の衛生管理が実施されていることについて、都道府県等が策定した第三者が確認する仕組みのもと、認定書等の書類で確認可能な選別・梱包施設

(2) タイ向け輸出食品の施設認定手続

- ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式 1 の申請書（別添（様式 1 関連）－ 1 を含む。）に（１）の要件を確認するために必要な書類等を添付の上、輸出証明書発給システム又は、書面等により、別表の申請先に申請すること。ただし、手数料を輸出証明書発給システムにて電子納付する場合は、別添（様式 1 関連）－ 1）の提出は不要とする。申請者が認定を受けようとする施設の責任者と異なる場合には、申請書に別添（様式 1 関連）－ 2 の委任状を添付すること。
- イ 証明書発行機関は、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により（１）の要件に適合しているかどうかを審査する。審査の結果、問題がない施設については、認定番号を付与し、申請者にその旨を連絡すること。また、地方農政局等にあつては、このことを規制対策グループに連絡すること。
- ウ 規制対策グループは、農林水産省のホームページ上で認定施設リストを公表し、認定施設リストを更新した旨を食品監視安全課及び地方農政局等に連絡すること。また、連絡を受けた食品監視安全課は都道府県等衛生部局に、地方農

政局等は申請者に、その旨を連絡すること。

(3) 認定施設に関する認定事項の変更等

ア 認定施設責任者は、認定事項（施設名称、所在地等の別紙様式 1 の申請書の記載事項をいう。）の変更があるときは、別紙様式 2 の申請書及び変更内容が確認できる書類を添付し、輸出証明書発給システム又は書面等により別表の申請先に提出すること。

イ 認定施設責任者は、認定施設について認定の廃止を希望する場合は、別紙様式 3 の認定廃止届出書を、輸出証明書発給システム又は書面等により別表の届出先に提出すること。

ウ 証明書発行機関は、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により申請内容を審査し、審査の結果、問題がない施設については、規制対策グループに連絡すること。また、イによる届出を受けたときは、規制対策グループに連絡すること。

エ 認定施設の変更・廃止の連絡及び公表は、（2）ウに準じて行う。

(4) 認定施設の定期確認

ア （2）イにより認定された施設は、3 年ごとに定期確認を受けるものとする。認定施設責任者は、認定日又は最後に定期確認を受けた日から起算して 3 年を経過した日の 2 か月前から 1 か月前（閉庁日に当たる場合は翌開庁日）までに別紙様式 4 の申請書及び（1）の要件を確認するために必要な書類等を添付し、輸出証明書発給システム又は書面等により別表の申請先に提出すること。申請者が認定施設責任者と異なる場合には、申請書に別添（様式 4 関連）の委任状を添付すること。

イ 証明書発行機関は、アによる申請を受けたときは、提出のあった書類により申請内容を確認し、確認の結果、問題がない施設については、規制対策グループに連絡すること。

ウ 定期確認結果の連絡及び公表は、（2）ウに準じて行う。

(5) 認定施設の確認監視指導

ア 都道府県等衛生部局は、管内の認定施設について、食品衛生法で規定する監視指導の際に食品衛生法第 60 条又は第 61 条に基づき、同法第 55 条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部を禁止する事由が存在する問題が認められたときは、食品監視安全課にその内容及び結果等を報告することとし、当該報告を受けた食品監視安全課は、規制対策グループに連絡すること。

イ 認定施設責任者は、都道府県等衛生部局から監視指導の際に、法第 55 条第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部を禁止する事由が存在する旨指摘を受けた場合には、その内容及び結果等を別表の報告先に報告すること。

ウ 証明書発行機関は、必要に応じ、関係機関の協力を得ながら、認定施設が（1）の要件に適合しているかどうかを確認し、当該内容等を規制対策グループに連絡すること。

(6) 認定の取消し等

ア 規制対策グループは、以下のいずれかに該当する場合は、認定の取消しを行

うことができる。

①（４）による定期確認を受けなかったとき。

②（４）又は（５）による定期確認等の結果、（１）の要件に適合しなくなつたと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。

③認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。

④認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。

⑤その他相当の理由があると認めるとき。

イ 規制対策グループは、認定の取消しを行った場合、施設の所在する都道府県を管轄する地方農政局等にその旨を連絡すること。

ウ 認定の取消しの連絡及び公表は、（２）ウに準じて行う。

4 英文証明書の発行

（１）英文証明書の発行要件

英文証明書の発行は、タイ向け輸出食品の最終加工施設又は選別・梱包施設が 3（２）の規定に基づく認定を受けているときに行うものとする。

（２）英文証明書の発行手続

ア 輸出者は、別紙様式 5 の申請書を、輸出証明書発給システム又は書面等により別表の申請先に提出すること。申請者が認定施設責任者と異なる場合には、申請書に別添（様式 5 関連）の委任状を添付すること。

なお、英文証明書について郵送での受け取りを希望する場合は、申請先に切手を貼付し宛先を記入した返信用封筒を提出すること。

イ 証明書発行機関は、アにより申請を受けたときは、提出のあった書類の内容を審査する。審査の結果、問題がないと認められる場合は、以下の点に留意し、別紙様式 6 により英文証明書を交付すること。

なお、英文証明書は、申請者の選択により、申請を行った証明書発行機関と異なる証明書発行機関、農林水産省の職員の駐在地又は委託を受けて証明書の交付を行う者の事務所においても手交できることとし、交付を行った証明書発行機関等において、その写しを保管すること。

①英語で記載すること。

②「Date of Expiry」は、適合施設の認定日又は最後に定期確認を受けた日から起算して 3 年を経過した日とすること。

③「Title and Name of authorized officer」は担当者の役職及び氏名、「Signature」は、担当者の署名を記載すること。

ウ 証明書発行機関は、英文証明書の発行申請の確認等に当たり、必要に応じて、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

エ 地方農政局等は、英文証明書発行件数等を規制対策グループに報告しなければならない。この場合において、輸出証明書発給システムのデータを集計することにより、報告したものとみなす。

(3) 英文証明書の発行停止等

ア 規制対策グループは、次の①から③までのいずれかに該当するときは、英文証明書の発行を停止することができる。

①提出書類の記載内容が虚偽若しくは不実であると認められ、又はその疑いがあるとき。

②過去に交付を受けた英文証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に英文証明書を交付した際にその適正使用が確保されないと判断されるとき。

③その他相当の理由があると認められるとき。

イ 規制対策グループは、アに基づき英文証明書の発行停止を行った場合には、地方農政局等にその旨を連絡すること。

ウ 規制対策グループは、3（6）に基づき認定の取消しを行った場合には、認定を取り消した施設に係る英文証明書（有効なものに限る。）を回収すること。

(4) 英文証明書の有効期間

英文証明書の有効期間は、適合施設の認定日又は最後に定期確認を受けた日から起算して3年間とする（該当認定日から3年を経過しない間に認定が取り消され、又は廃止された場合を除く。）。

5 その他

(1) 認定施設責任者及び輸出者自らの衛生管理

認定施設責任者及び輸出者は、タイの動植物衛生上及び食品衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、タイ向け輸出食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、タイ向け輸出食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(2) 違反した輸出食品等への対応

規制対策グループは、タイの動植物衛生及び食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をタイ政府から受けるなど、タイ向け輸出食品に問題が発生したときは、食品監視安全課に連絡するとともに、食品監視安全課の協力を得ながら、当該タイ向け輸出食品の輸出者に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置をとるものとする。

(3) タイ政府との協議

規制対策グループは、（2）に定めるもののほか、タイ政府からの違反連絡等があったときは、食品監視安全課等と連携し、タイ側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

(4) 輸出者による確認

タイ向け輸出食品の輸出にあたり、本要綱に定める要件以外にもタイの動植物衛生及び食品衛生に関する法令等を満たす場合があることから、輸出者は、現地輸入者等に必要な輸出手続を確認すること。

(別表)

1. 施設認定申請・認定事項変更申請・認定廃止申請等関係

(1) 施設認定申請先(要綱3(2)ア関係)

申請先は、以下のとおりとする。

申請先
規制対策グループ又は認定を受けようとする施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等 (以下3. 参照)

(2) 認定事項変更申請(要綱3(3)ア関係)、認定廃止届出(要綱3(3)イ関係)及び
認定施設の定期確認申請(要綱3(4)ア関係)の提出先並びに食品衛生法に基づく監視
指導を受けた際の報告先(要綱3(5)イ関係)

申請先
規制対策グループ又は認定施設が所在する都道府県を管轄する地方農政局等(以下3. 参照)

2. 英文証明書発行申請先(要綱4(2)ア関係)

申請先
規制対策グループ又は認定施設若しくは申請者が所在する都道府県を管轄する地方農政局等(以下3. 参照)

3. 地方農政局等一覧

管轄する都道府県	提出先・連絡先	住所	電話
北海道	北海道農政事務所生産経営産業部事業支援課	〒064-8518 札幌市中央区南22条西6丁目2-22	011-350-7661
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-3-1 (仙台合同庁舎A棟)	022-221-6402
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒330-9722 さいたま市中央区新都心2-1(さいたま新都心合同庁舎2号館)	048-740-0111
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒920-8566 金沢市広坂2-2-60 (金沢広坂合同庁舎)	076-232-4233
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2	052-715-3073

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎)	075-414-9101
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒700-8532 岡山市北区下石井 1-4-1 (岡山第 2 合同庁舎)	086-230-4246
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局経営・事業支援部輸出促進課	〒860-8527 熊本市西区春日 2-10-1 (熊本地方合同庁舎)	096-300-6199
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部食料産業課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2 丁目 1-1 (那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館)	098-866-1673

選別・梱包施設に係る衛生管理基準

1. 選別・梱包時の衛生管理

- ・ 農産物の傷んだ部分や土は、清潔な器具等で取り除くこと。
- ・ 収穫後の農産物を洗う場合には、飲用に適する水等を使うこと。ただし、皮を剥いてから食べられるなど、直接可食部に水がかからないものは除く。
- ・ 調製済みの農産物は、品質が低下しないよう適切な温度に保つこと。

2. 輸送時の衛生管理

- ・ 堆肥や廃棄物等の運搬に使われない、清潔な車両を使うこと。
- ・ やむを得ず、廃棄物等を運搬した車両を使う場合は、荷台をよく洗うとともに、収穫物が荷台に触れないようにすること。
- ・ 混載時は、必要に応じて、他の荷物への接触を避けること。
- ・ 荷台に覆いが無い車両を使う場合には、シートで覆うなど農産物が雨水やほこりで汚れないようにすること。
- ・ 輸送中の農産物は、品質が低下しないよう適切な温度に保つこと。

3. 施設の管理

- ・ 水はけが良いことが望ましく、機械等は作業や掃除の妨げにならないように置くこと。
- ・ ねずみやハエ等が入らないよう、壊れた部分の修理などをすること。
- ・ 施設内を定期的に点検し、ねずみ等の侵入があれば、適宜駆除し、ふん便等で汚染されていれば清掃・消毒すること。
- ・ 作業後に施設内を整理整頓し、清掃すること。
- ・ 使わない器具や農産物残さ等の廃棄物を施設やその周辺に放置しないこと。
- ・ 低温保管の施設は、結露に気を付け、設定温度が保たれているか確認すること。また、飲食物などの作業に関係のないものを持ち込まないこと。

4. 手洗い設備・トイレの管理

- ・ 近隣に手洗い設備やトイレを確保すること。
- ・ 石けんや清潔な手拭き、必要に応じて、消毒剤を用意すること。
- ・ 汚水が周囲を汚さないようにする。定期的に点検・清掃し、不備があれば速やかに修理するとともに、清潔に保つこと。

5. 作業者の健康及び衛生管理

- ・ 作業者の健康状態を点検し、感染症が疑われる場合は、農産物に直接触れる作業をさせないこと。
- ・ 農産物に触る前やトイレの後など、必要な時に石けんで手を洗うこと。
- ・ 清潔な作業着や手袋等を着用すること。手指に傷があれば、絆創膏等を貼り、必要に応じて

手袋をつけること。

- ・ 農産物を取り扱う場所では、飲食等の汚染の原因となる行動をしないこと。収穫や調製時には、必要に応じてマスクを着用すること。
- ・ 訪問者に対しても、必要に応じて、上記の対応を守ってもらうこと。
- ・ 作業者は、研修や勉強会等を通じて、農産物の衛生管理に関する基本的な知識を習得していること。

6. 記録

- ・ 食品衛生上の問題が発生した場合にその原因を究明するために必要な記録（生産者の情報、農薬の使用履歴、資材の殺菌消毒や保守管理の記録、出荷の記録等）を作成し、取扱う農産物が消費されるまでの期間以上の期間、適切に保管すること。

(別添 2)

食品衛生法に基づく営業許可業種等の参考英訳

1. 食品衛生法（令和 3 年 6 月 1 日時点）に基づく営業許可業種

	業種（日本語）	業種（英語仮訳）
1	飲食店営業	Restaurant business
2	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	Business that cooks food using a vending machine capable of cooking food and sells the cooked food
3	食肉販売業	Processed meat sales business
4	魚介類販売業	Fish and seafood sales business
5	魚介類競り売り営業	Fish and seafood auction business
6	集乳業	Milk collection business
7	乳処理業	Milk processing business
8	特別牛乳搾取処理業	Special milking and processing business
9	食肉処理業	Meat processing business
10	食品の放射線照射業	Food irradiation business
11	菓子製造業	Confectionery production business
12	アイスクリーム類製造業	Ice cream production business
13	乳製品製造業	Dairy product production business
14	清涼飲料水製造業	Nonalcoholic beverage production business
15	食肉製品製造業	Processed meat product production business
16	水産製品製造業	Fishery product production business
17	冰雪製造業	Ice production business
18	液卵製造業	Liquid egg production business
19	食用油脂製造業	Edible fat and oil production business
20	みそ又はしょうゆ製造業	Miso or soy sauce production business
21	酒類製造業	Alcoholic beverage production business
22	豆腐製造業	Tofu production business
23	納豆製造業	Natto production business
24	麺類製造業	Noodle production business
25	そうざい製造業	Side dish production business
26	複合型そうざい製造業	Multi side dish items production business
27	冷凍食品製造業	Frozen food production business
28	複合型冷凍食品製造業	Multi frozen food items production business
29	漬物製造業	Pickle production business
30	密封包装食品製造業	Sealed food production business
31	食品の小分け業	Food packaging business
32	添加物製造業	Additive production business

2. 食品衛生法（令和3年5月31日時点）に基づく営業許可業種

	業種（日本語）	業種（英語仮訳）
1	飲食店営業	Restaurant business
2	喫茶店営業	Coffee shop business
3	菓子製造業	Confectionery production business
4	あん類製造業	Bean jam manufacturing industry
5	アイスクリーム類製造業	Ice cream production business
6	乳処理業	Milk processing business
7	特別牛乳搾取処理業	Special milking and processing business
8	乳製品製造業	Dairy product production business
9	集乳業	Milk collection business
10	乳類販売業	Milk sales business
11	食肉処理業	Meat processing business
12	食肉販売業	Processed meat sales business
13	食肉製品製造業	Processed meat product production business
14	魚介類販売業	Fish and seafood sales business
15	魚介類せり売営業	Fish and seafood auction business
16	魚肉ねり製品製造業	Fish jelly product manufacturing industry
17	食品の冷凍又は冷蔵業	Food freezer or cold storage business
18	食品の放射線照射業	Food irradiation business
19	清涼飲料水製造業	Nonalcoholic beverage production business
20	乳酸菌飲料製造業	Lactic acid bacteria beverage manufacturing industry
21	氷雪製造業	Ice production business
22	氷雪販売業	Ice sales business
23	食用油脂製造業	Edible fat and oil production business
24	マーガリン又はショートニング製造業	Margarine or shortening manufacturing industry
25	みそ製造業	Miso manufacturing industry
26	醤油製造業	Soy sauce manufacturing industry
27	ソース類製造業	Sauce manufacturing industry
28	酒類製造業	Alcoholic beverage production business
29	豆腐製造業	Tofu production business
30	納豆製造業	Natto production business
31	めん類製造業	Noodle production business
32	そうざい製造業	Side dish production business
33	缶詰又は瓶詰食品製造業	Canned or bottled food manufacturing industry
34	添加物製造業	Additive production business

3. 食品衛生法に基づく営業届出業種

各業種の日本語名及びその範囲は、「営業届出業種の設定について」（令和2年3月31日薬生食監発0331第2号）から引用。

※ 数字は、日本標準産業分類コード

	業種（日本語）	業種（英語仮訳）	（参考）各業種の範囲※
1	魚介類販売業	Fish and seafood sales business	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）【－】
2	食肉販売業	Processed meat sales business	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）【－】
3	乳類販売業	Milk product sales business	乳類販売業【－】
4	氷雪販売業	Ice sales business	氷雪販売業【－】
5	農産物果物販売業	Vegetable and fruit sales business	果実卸売業【5214】
			果実小売業【5822】
			農産物卸売業【5213】
			農産物小売業【5821】
6	米穀類販売業	Rice, barley and other cereals sales business	雑穀・豆類卸売業【5212】
			米穀類小売業【5896】
			米麦卸売業【5211】
7	コンビニエンスストア	Convenience store, primarily for sale of food and beverages	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る。）【5891】
8	百貨店、総合スーパー	Department stores and general merchandise supermarket	百貨店、総合スーパー【5611】
9	その他の食料・飲料販売業	Confectionaries and bakeries sales business	菓子・パン類卸売業【5224】
			菓子小売業【5862】
			パン小売業【5864】
		Soft drinks and carbonated water sales business	飲料卸売業【5225】
			飲料小売業【5893】
		Cured food sales business	乾物卸売業【5223】
			乾物小売業【5898】
		Tea sales business	茶類卸売業【5226】
			茶類小売業【5894】
		Liquors sales business	酒類卸売業【5222】
			酒小売業【5851】
		Dairy products sales business	乳製品販売業【－】
		Processed food sales business	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業【5897】
		Delicatessens sales business	料理品小売業【5895】
		Egg sales business	卵販売業【－】
		Sugar, Miso and Soy sauce sales business	砂糖・味そ・しょう油卸売業【5221】
		Other food and beverage sales business	その他の食料・飲料卸売業【5229】
			各種食料品小売業【5811】
			他に分類されない飲食料品

			小売業【5899】
			その他の農畜産物・水産物 卸売業【5219】
10	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の 規定により規格が定め られた添加物の製造を 除く。)	Additive production business	添加物製造業(法第13条第 1項の規定により規格が定 められた添加物の製造を除 く)【－】
11	いわゆる健康食品の 製造・加工業	Food supplement production business	いわゆる健康食品の製造業 【－】
12	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	Coffee, except soft drinks and carbonated water production business	コーヒー製造業(清涼飲料 を除く。)【1032】
13	農産保存食料品製造・ 加工業	Preserved groceries (Vegetable and fruit) production business	農産保存食料品製造業【－】
14	調味料製造・加工業	Seasoning production business	食酢製造業【944】 その他の調味料製造業 【949】
15	糖類製造・加工業	Sugar products production business	ぶどう糖・水あめ・異性化糖 製造業【953】 砂糖精製業【952】 砂糖製造業(砂糖精製業を 除く。)【951】
16	精穀・製粉業	Flour and grain mill products production business	小麦粉製造業【962】 精米・精麦業【961】 その他の精穀・製粉業【969】
17	製茶業	Tea production business	製茶業【1031】
18	海藻製造・加工業	Seaweed products production business	海藻加工業【922】
19	卵選別包装業	Grading and Packaging (egg) business	卵選別包装業【－】
20	その他の食料品製造・ 加工業	Starch production business	でんぷん製造業【991】
		Konjac powder production business	蒟蒻原料(蒟蒻粉)製造業 【－】
		Other food production business	他に分類されない食料品製 造業【999】

4. 食品衛生法に基づく農業及び水産業における食品の採取業

	業種（業態） （日本語）	業種（業態） （英語仮訳）
	青果物の選別・梱包	Sorting and packing for fruits and vegetables